

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（４） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和３年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・内藤 亜美・木村 克哉・嵯峨 惇也 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	447 号
刊行日	2022-7-8
頁	118-124
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220708.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

地方議会からの意見書（４）

— 参議院が受理した意見書の主な項目（令和３年） —

根岸 隆史

内藤 亜美

木村 克哉

嵯峨 惇也

（行政監視委員会調査室）

１．意見書の主な項目の紹介

- （１）義務教育費国庫負担制度の拡充、教職員定数改善と少人数学級の推進等
- （２）出産育児一時金の引上げ
- （３）補聴器購入に対する公的補助制度の創設
- （４）後期高齢者の医療費窓口負担割合の原則１割負担継続
- （５）米の需給環境改善と米価下落対策

２．おわりに

１．意見書の主な項目の紹介

本稿では、これまでの「地方議会からの意見書（１）、（２）、（３）」¹に続き、令和３年に参議院が受理した意見書の中から、その主な項目について、関連する制度の概要や課題などを示しつつ紹介する²。

¹ 根岸隆史・徳田貴子・伴野誠人・永簾舞衣「地方議会からの意見書（１）」『立法と調査』No. 444（令4. 4. 14）、根岸隆史・内藤亜美・木村克哉・嵯峨惇也「地方議会からの意見書（２）」『立法と調査』No. 445（令4. 4. 28）及び根岸隆史・徳田貴子・伴野誠人・永簾舞衣「地方議会からの意見書（３）」『立法と調査』No. 446（令4. 6. 1）

² 本稿は令和４年６月18日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

（１）義務教育費国庫負担制度の拡充、教職員定数改善と少人数学級の推進等

主な要望事項

- 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。
- 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員定数の改善を行うこと。
- 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる少人数学級について検討すること。

国は、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）に基づき、都道府県・指定都市が負担する公立義務教育諸学校³の教職員の給与費について、3分の1を負担している（義務教育費国庫負担制度）⁴。同法の施行当初、国の負担割合は2分の1であったが、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分、地方交付税の在り方を一体的に見直す「三位一体の改革」において検討対象となり、平成18年の同法改正により3分の1に引き下げられた。

公立義務教育諸学校における教職員定数と学級編制（1学級の児童生徒数）の標準は、義務標準法⁵により定められている。教職員定数は、学級担任等の基本的な定数であり、学級数等に応じて機械的に計算される基礎定数と、少人数指導やいじめへの対応などの政策目的に応じ、予算の範囲内で措置される加配定数から構成される。令和4年度の教職員定数は前年度比2,502人の減となったが、文部科学省は、小学校高学年の教科担任制の推進、学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応等のため、4,690人の定数改善を行ったとしている⁶。

学級編制の標準は平成23年度以降、小学校1年生は35人、それ以外は40人とされたが、令和3年の改正義務標準法⁷により、小学校2～6年生についても令和3年度から5年かけて段階的に35人に引き下げることとなった⁸。政府は、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していくとしている⁹。また、今後の教職員定数の在り方や小学校における少人数学級を計画的に進める上での課題等について、文部科学省や地方自治体等による協議の場において検討を進めている。このほか意見書では、複式学級の定員引下げ、栄養教諭等の少数職種の配置増、高等学校における少人数学級の実施等も求められている。

³ 公立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部

⁴ 義務教育費国庫負担金の令和4年度予算額は1兆5,015億円であり、文部科学省予算（一般会計）の28.4%を占める最大の経費となっている（文部科学省「令和4年度予算のポイント」5頁）。

⁵ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

⁶ 教職員定数の改善（4,690人増）の一方、教職員定数の自然減等（6,912人減）、教職員配置の見直し（280人減）がなされた（文部科学省「令和4年度予算のポイント」9頁）。なお、令和3年5月1日時点の公立の小・中学校における義務標準法に基づく教職員定数の充足率は全国平均で101.8%であるが、各都道府県等の教育委員会において学校に配置することとしている教師数については、全国で計1,701人（1,350校）の不足が生じていたとされる（文部科学省「教師不足」に関する実態調査（令4.1）3～4頁）。

⁷ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号）

⁸ 令和3年度の小学校2年生に続き、4年度は小学校3年生の学級編成を35人に引き下げるとしている。また、都道府県教育委員会の判断で、国の標準よりも少人数の学級編制基準を定めることが可能であり、令和3年度は65の都道府県・指定都市において、国の標準を下回る学級編制の取組が実施されている。

⁹ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令4.6閣議決定）35頁

（２）出産育児一時金の引上げ

主な要望事項

○ 現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げること。

出産育児一時金は、健康保険法（大正11年法律第70号）等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度であり、平成6年の健康保険法等の改正により分娩費と育児手当金が統合されたものである。

支給額については、公的病院における平均的な出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で規定されており、統合当初の30万円から段階的に引き上げられてきた。平成21年からは産科医療補償制度掛金分¹⁰も併せて支給され、同年10月には、緊急の少子化対策の一環として原則42万円¹¹へ引上げがなされた。以後、産科医療補償制度掛金分が引き下げられる一方で、支給総額は据置きとされた¹²。厚生労働省の調査によると、令和元年度の出産費用は全国平均で460,217円（平成24年度：416,728円）であり¹³、民間団体による調査では、平成30年以降に出産した者の9割超の出産費用が42万円を超え、約4分の1は71万円以上を要したとされている¹⁴。

我が国における少子化対策は、希望出生率¹⁵1.8の実現を掲げ、総合的な取組が進められているが、令和3年の出生数は811,604人となり、合計特殊出生率も1.30と平成28年以降、減少を続けている。また、第1子出生時の母の平均年齢については平成27年以降横ばいとなっていたが、令和3年に6年ぶりに上昇し、30.9歳となった¹⁶。

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減について議論を進めるとされたが、同月15日に、岸田内閣総理大臣は、自身の判断で出産育児一時金を大幅に増額することを表明した¹⁷。さらに、同月17日の会見において松野内閣官房長官は、政府として年末の予算編成過程において結論を出し、令和5年度から実施したいとの発言を行った¹⁸。

¹⁰ 平成21年1月には、政令で規定される金額に加え、分娩に関連して発症した重度脳性まひの子ども等の経済的負担の補償と原因分析・再発防止に資する情報提供等を行う産科医療補償制度掛金分を支給することとされた。なお、分娩機関の99.9%が産科医療補償制度に加入している。

¹¹ 条例で支給額を42万円超としている地方自治体の例も見られる。

¹² 42万円のうち、平成27年1月には、産科医療補償制度掛金分が3万円から1万6,000円に引き下げられたが、政令で規定される金額が39万円から40万4,000円に引き上げられた。令和4年1月には、産科医療補償制度掛金分が1万2,000円に引き下げられたが、政令で規定される金額が40万8,000円に引き上げられた。

¹³ 正常分娩に係る直接支払制度専用請求書を集計したものであり、室料差額、産科医療補償制度掛金等を除いた合計額（第136回社会保障審議会医療保険部会（令2.12.2）資料1－2「出産育児一時金について」）。

¹⁴ 正常分娩以外を含む。また、回答者によっては、個室代（63.4%）、新生児の医療費（41.4%）等の費用も含む。（子どもと家族のための緊急提言プロジェクト「出産費用のweb調査速報版（単純集計）」（令4.4））

¹⁵ 若い世代における、結婚、妊娠・出産、子育ての希望等がかなうとした場合に想定される出生率

¹⁶ 厚生労働省ウェブサイト「令和3年（2021）人口動態統計月報年計（概数）の概況 結果の概要」〈<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai21/dl/kekka.pdf>〉

¹⁷ 首相官邸ウェブサイト〈https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0615kaiken.html〉

¹⁸ 「出産一時金増額 来年度から実施」『日本経済新聞』（令4.6.18）

(3) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設

主要要望事項

○ 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。

加齢による聴力の低下は、40歳代から一般的には高音域において始まり、60歳代になると軽度難聴レベルとなる音域が増え、70歳以上ではほとんどの音域の聴力が軽度・中等度難聴レベルになるとされ¹⁹、65～74歳では17.6%、75歳以上では39.2%の人が難聴の自覚があるとされる²⁰。難聴は、社会生活に支障を生じさせるだけでなく、近年の研究では、認知機能の低下との関連性も指摘され、適切に補聴器を導入すれば認知症の発症リスクを軽減させ得るとされている²¹。一方、難聴者に対する補聴器の使用率は、英国42%、ドイツ35%、米国30%に対し、日本は14%と低く、日本における補聴器普及の課題として、補聴器の価格の高さ等が指摘されている²²。

補聴器購入は健康保険等の適用とはならないが、障害者総合支援法²³に基づく補装具費支給制度により購入等に要する費用の一部が支給される。対象は聴覚障害6級²⁴以上として身体障害者手帳が交付された者であり、利用者負担は原則1割である²⁵。補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴者が補聴器を購入する場合、医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、医療費控除の対象とされる²⁶。

なお、厚生労働省の調査研究事業の報告では、3.8%の地方自治体において、障害者総合支援法による補装具費支給の対象とならない難聴高齢者に対し、補聴器購入に要する費用の助成等が行われているとされる²⁷。

¹⁹ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ウェブサイト<<http://www.jibika.or.jp/owned/hwel/hearingloss/>>。日本聴覚医学会の「難聴対策委員会報告－難聴（聴覚障害）の程度分類について－」によれば、軽度難聴は各周波数の平均聴力レベル25dB以上40dB未満（小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する。）、中等度難聴は同40dB以上70dB未満（普通の大きさの声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する。補聴器の良い適応となる。）、高度難聴は同70dB以上90dB未満（非常に大きい声か補聴器を用いないと会話が開かない。）、重度難聴は同90dB以上（補聴器でも聞き取れないことが多い。）とされている。

²⁰ Anovum「JapanTrak2018調査報告」<http://www.hochouki.com/files/JAPAN_Trak_2018_report.pdf>16頁

²¹ 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターウェブサイト「もの忘れセンターの佐治直樹副センター長らが、難聴と認知機能低下との強い関連を見いだしました」（令2.12）<<https://www.ncgg.go.jp/hospital/monowasure/news/20201130.html>>、「どうすれば安全安心：難聴に伴う認知機能低下 補聴器で進行の抑制を」『毎日新聞』夕刊（令4.1.27）等参照。なお、こうした関連性については、政府の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成27年1月策定、平成29年7月改訂）等でも指摘されている。

²² 「補聴器 自分に合うものを 使用率低迷の日本、普及のカギは」『日本経済新聞』夕刊（平30.3.14）。日本での補聴器の普及価格帯は片耳当たり15～20万円とされている。

²³ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

²⁴ 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）、又は片側の耳の聴力レベルが90dB以上でもう一方の耳の聴力レベルが50dB以上のもの。

²⁵ 世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されている（一般の市町村民税課税世帯では37,200円）。利用者負担額を除いた補装具費の負担割合は、国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100。補聴器のほか義肢や装具、車椅子等を含む補装具費支給制度の令和4年度予算額は、約154.5億円となっている。

²⁶ 国税庁ウェブサイト「補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて（情報）」（平30.4.16）<<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/180416/index.htm>>

²⁷ PwCコンサルティング合同会社「令和2年度老人保健健康増進等事業 自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」（令3.3）17～18頁参照

（４）後期高齢者の医療費窓口負担割合の原則 １割負担継続

主要要望事項

○ 後期高齢者²⁸の医療費窓口負担割合について、原則１割負担を継続し、２割にしないこと。

現在、後期高齢者の医療費窓口負担割合は原則 １割（現役並み所得者²⁹は ３割）とされているが³⁰、令和 ４年以降、団塊の世代が後期高齢者となることなどから、現役世代の負担の大幅な上昇が懸念されている。こうした状況を踏まえ、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けた見直しが検討され、令和 ２年12月に「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定された。

同方針においては、後期高齢者（現役並み所得者は除く）のうち、課税所得が28万円以上（所得上位30%）かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の者³¹に限り、医療費窓口負担割合を ２割とし、それ以外の者は １割とするとされた。その後、令和 ３年 ６月、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、後期高齢者の医療費窓口負担割合について、同方針に沿った内容の改正が行われた³²。

同法による後期高齢者の医療費窓口負担割合の見直しは令和 ４年10月 １日に施行され³³、施行後 ３年間は、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者等の負担への配慮措置³⁴として、２割負担への変更により影響が大きい外来患者について、１割負担の場合と比べたときの １か月当たりの負担増を最大でも3,000円に抑える措置が導入される。配慮措置の対象は、２割負担対象者のうち負担増となる者の約 ８割に該当する約280万人程度と見込まれる³⁵。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 ４年 ６月閣議決定）では、後期高齢者医療制度の保険料賦課限度額の引上げを含む保険料負担の在り方等各種保険制度における負担能力に応じた負担の在り方等の総合的な検討を進めるとされている。

²⁸ 75歳以上の高齢者。令和 ３年10月現在における75歳以上の人口は1,867万人であり、総人口（１億2,550万人）の14.9%を占めている（内閣府『令和 ４年版高齢社会白書』２頁）。

²⁹ 課税所得145万円以上、年収383万円以上（単身世帯の場合）の者で、令和 ２年 ７月時点で約130万人が該当し、被保険者全体（約1,815万人）に占める割合は約 ７%とされる（厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律について」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/000846335.pdf>>25頁）。

³⁰ 医療費窓口負担割合はこのほか、70～74歳の者が ２割（現役並み所得者は ３割）、70歳未満の者は ３割、6歳（義務教育就学前）未満の者は ２割（厚生労働省「医療費の一部負担（自己負担）割合について」）。

³¹ 該当者は約370万人とされ、被保険者全体（約1,815万人）に占める割合は約20%である（厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律について」２頁）。

³² 令和 ３年法律第66号。同法の国会審議に際し、参議院厚生労働委員会は、窓口負担割合の見直しについて、必要な受診が抑制され、疾病の重症化につながることをないように取組を進めること等を求める附帯決議を付している。

³³ この見直しによる令和 ４年度の財政影響は、令和 ４年10月 １日施行ベースでは、給付費790億円（満年度ベースでは1,880億円）減、後期高齢者支援金（現役世代の負担）300億円（同720億円）減、後期高齢者保険料（高齢者の負担）80億円（同180億円）減、公費410億円（同980億円）減と推計されている（厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律について」２頁）。

³⁴ 厚生労働省ウェブサイト〈<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000910216.pdf>〉参照

³⁵ 第204回国会参議院厚生労働委員会会議録第18号20頁（令3.5.25）。厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律について」17頁

(5) 米の需給環境改善と米価下落対策

主な要望事項

- コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。
- 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困窮者などへの食料支援で活用すること³⁶。
- 国内消費に必要な外国産米(ミニマム・アクセス米(MA米)³⁷)の輸入については、当面、国産米の需給状況に応じた数量調整を実施すること。

米の一人当たり年間消費量は人口減少や少子高齢化、食生活の変化等により一貫して減少傾向にあり、主食用米の全国ベースの需要減少幅は拡大している³⁸。平成30年産米からは行政による生産数量目標の配分が廃止され、産地・生産者を中心とする需要に応じた生産・販売が推進されているが、令和2年産米については、需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による業務用需要減退も加わり、在庫が過剰な状態となった³⁹。主食用米の相対取引価格は、令和2年産は対前年比93%、3年産は同89%と前年を下回って推移している⁴⁰。

政府は、産地の判断により主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組を支援している⁴¹。令和3年10月には、長期計画的販売に取り組んでいる令和2年産米37万トンのうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要減に相当する15万トンについて特別枠を設け、保管料の全額を支援するものとされた⁴²。

MA米については、国産米に極力影響を与えないよう、国が一元的に輸入・販売している。政府は、米のミニマム・アクセスは、全てのWTO加盟国の合意の下に導入されたものであるため、数量の見直しは極めて困難とし、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合は当該数量の輸入を行うべきものと考えているとしている⁴³。

³⁶ 子ども食堂等に対し、令和2年から食育の一環として政府備蓄米の無償交付が行われている。

³⁷ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても最低限の輸入機会を提供することとされ(MA米)、平成7年度以降、ミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について無税の輸入枠(関税割当)が設定されている。

³⁸ 一人当たり年間消費量はピーク時(昭和37年度:118.3kg)から半減し(令和2年度:51kg)、近年の主食用米需要量は年10万トン程度減少。主食用米需要実績は、714万トン(令和元年7月～令和2年6月)に対し、704万トン(令和2年7月～3年6月)。なお、令和3年7月～4年6月の需要見通しは702～706万トンとされる。(農林水産省「米をめぐる状況について」(令4.5) 4、15、47頁)

³⁹ 民間在庫量は、適正水準180～200万トンとされるところ、令和2年6月末時点で200万トン、3年6月末時点で218万トン(農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」2頁(令4.3))。

⁴⁰ 令和2年産(出回り～令和3年10月)の60kg当たり平均相対取引価格は14,529円、3年産(出回り～令和4年5月)は12,860円(農林水産省「令和3年産米の相対取引価格・数量(令和4年5月)(速報)」)。

⁴¹ 米穀周年供給・需要拡大支援事業として令和3年度、4年度予算に各50億3,300万円が計上されている。

⁴² 農林水産省「当面の対応について」(令3.10.12)。保管料のほか、中食・外食事業者等への販売促進や子ども食堂等の生活弱者への提供の取組に対して支援するとされ、令和3年度補正予算にコロナ影響緩和特別対策として165億円が計上されている。本対策により対象数量15万トンの流通を一定期間抑制することができるため、その期間において、政府備蓄米の運用を通じた需給操作や価格の下支えという意味での市場隔離と同等の効果が生じるとされる(第207回国会参議院予算委員会会議録第1号20頁(令3.12.16))。

⁴³ 「ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解」(平6.5.27)、第208回国会衆議院農林水産委員会会議録第14号20頁(令4.5.11)

2. おわりに

本稿では、前回に続き、令和3年に参議院において受理した意見書の主な項目のうち、一部について紹介した⁴⁴。なお、前回までに紹介した内容は以下のとおりである。引き続き主な項目の紹介を通じ、意見書の全体像を概観していきたい。

「地方議会からの意見書(1)」

- ①新型コロナウイルスワクチン接種
- ②こども政策の充実
- ③新型コロナの影響を受ける事業者への支援等
- ④地方財政の充実・強化
- ⑤コロナ禍による厳しい財政状況等に対処するための地方税財源の充実

「地方議会からの意見書(2)」

- ①選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)の法制化
- ②女子差別撤廃条約選択議定書の批准
- ③核兵器禁止条約への署名・批准
- ④中国の新疆ウイグル自治区における人権侵害問題
- ⑤日米地位協定の見直し

「地方議会からの意見書(3)」

- ①沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂の埋立てへの使用
- ②適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入
- ③学校教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の適切な推進
- ④私学助成の充実強化等
- ⑤教育費負担の軽減に向けた教育予算の確保・拡充

(ねぎし たかし、ないとう あみ、きむら かつや、さが じゅんや)

⁴⁴ 令和2年の意見書については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・徳田貴子・永簀舞衣「新型コロナウイルス感染症対策をめぐる地方の諸課題ー参議院への意見書における地方議会の要望ー」『立法と調査』No. 433 (令3. 4. 14)、「地方議会からの意見書(1)」『立法と調査』No. 435 (令3. 6. 1)、「地方議会からの意見書(2)」『立法と調査』No. 436 (令3. 7. 8)、「地方議会からの意見書(3)」『立法と調査』No. 437 (令3. 7. 30) 及び根岸隆史・内藤亜美・徳田貴子・木村克哉・嵯峨惇也・永簀舞衣「地方議会からの意見書(4)」『立法と調査』No. 438 (令3. 9. 10) 参照。また、平成31年・令和元年の意見書については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・対馬あきな・徳田貴子「地方議会からの意見書(1)」『立法と調査』No. 422 (令2. 4. 14)、「地方議会からの意見書(2)」『立法と調査』No. 423 (令2. 5. 1)、「地方議会からの意見書(3)」『立法と調査』No. 424 (令2. 6. 1)、「地方議会からの意見書(4)」『立法と調査』No. 425 (令2. 7. 8) 及び「地方議会からの意見書(5)」『立法と調査』No. 426 (令2. 7. 31) 参照。